

法第4条申請：申請書 甲号2部 + 乙号1部 + 添付書類
 法第5条申請：申請書 甲号3部 + 乙号1部 + 添付書類

- 1 申請書の受付期間は、毎月1日から10日（休日等の場合は翌開庁日）までです。
- 2 転用する申請地が一筆の土地の一部である場合は、原則、あらかじめ分筆登記をして申請してください。
- 3 添付書類は1部提出してください。
- 4 「許可申請書」、6「被害防除措置計画書」、7「代替性の検討について」は、ホームページから別途ダウンロードできます。
 ※東広島市ホームページで [農地 転用](#) と入力し [検索](#) をクリック ⇒ 「農地を転用する場合（農地法第4条、第5条関係）」をご覧ください。申請の種類に応じて様式をダウンロードしてください。

申請書の添付書類

No.	添 付 書 類	説 明
1	土地の登記事項証明書 (原 本)	全部事項証明書に限る（申請地に係るもの）。 ※登記情報サービスによる照会番号付きの登記情報による代替可 (発行日から100日以内、未使用の番号に限る。)
2	位 置 図	申請地の位置及び付近の状況を示す図面（住宅地図など） ※ 縮尺は1/10000～1/50000程度のもの
3	現 況 地 番 図	法務局備付けの公図の写しなどに、申請地付近の地番、地目、道路・水路を明示したもの
4	配 置 図	申請地に設置しようとする建築物、工作物、駐車区画、その他の配置及び面積、土砂の流出・崩壊等に対する防除措置（擁壁など）をする場所並びに用水・排水の経路を表示したもの。 ・建築物の場合は、概要がわかる平面図（建築面積を記載）、立面図も添付する。 ・資材置場の場合は、その配置及び数量や寸法を表示する。 ・特定建築条件付売買予定地の場合は、申請に係る土地全てに関する標準的な建物の配置及び面積を表示したもの。（縮尺は1/500～1/2000程度のもの）
5	資 金 証 明 書 (原 本)	・自己資金は、譲受人等の預貯金先金融機関の預貯金残高証明書（原本を提示して確認を受けた場合は、預貯金通帳の写し（ネット銀行の場合は該当する画面）でも可。許可を申請する者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る。）、源泉徴収票、青色申告書、財務諸表など。 ・借入資金は融資証明書。金融機関以外からの借入れの場合は、その貸付者の融資証明書及び貸付者の預貯金先金融機関の預貯金残高証明書（原本を提示して確認を受けた場合は、預貯金通帳の写しでも可）ただし、追認許可申請（許可の対象となる転用行為が完了しているものに限る）の場合は、不要
6	被害防除措置計画書	様式第2-3-1号を提出する
7	代替性の検討について	農地法施行規則第33条（地域の農業の振興に資する施設）各号、法第4条第6項第2号又は法第5条第2項第2号（第2種農地）による不許可の例外の場合に様式第2-3-2号を提出する

No.	添 付 書 類	説 明
8	定款若しくは寄付行為の 写し又は法人の登記事項証 明書	申請者（譲渡人は除く）が法人の場合は、定款も敷くは寄付行為の写し又は法人 の登記事項証明書のいずれか ※照会番号付きの登記情報による代替可 （発行日から 100 日以内、未使用の番号に限る。）
9	関連法令の手続を証する 書面	当該事業に関連して許可、認可を必要とする場合は、許可書等の写し又は申請書 の写し
10	土地改良区の意見書 （ 原 本 ）	申請地が土地改良区の地区内にある場合。ただし、意見を求めた日から 30 日を 経過しても意見を得られない場合には、その事由を記載した書面
11	所有者の同意書	所有権以外の権原に基づいて申請する場合（小作農等が賃借権に基づき、法第 4 条の申請をする場合など）様式第 2－3－3 号を提出する
12	賃借人等の同意書	申請地に賃借権等に基づく耕作者がいる場合
13	取水・排水同意書	当該事業に関連する取水又は排水につき、水利権者、漁業権者その他関係権利者 の同意を得ている場合
14	真正な権利者であることを 証する書面	(1) 申請者（譲渡人）が登記簿の名義人と異なる場合 戸籍謄本、除籍の謄本（又は法定相続情報一覧図の写し）及び遺産分割協議 書、相続放棄申述受理証明書など (2) 申請者（譲渡人）の住所等が登記簿の記載と異なる場合 戸籍の附票の写し、住民票の写し（登記簿上の住所から現住所までの変遷の わかるもの）など
15	単独申請できる場合に該 当することを証する書面	(1) 競売・公売の場合 期間入札調書又は特別売却調書 (2) 遺贈の場合 公正証書 (3) 確定判決の場合 判決書及び判決確定証明書 (4) 裁判上の和解又は請求の認諾による場合 和解調書 (5) 民事調停法による調停が成立した場合 調停調書 (6) 家事審判の確定又は家事調停の成立した場合 家事審判書（又は調停調 書）
16	親権者であることを 証する書面	未成年者の申請の場合 戸籍謄本など
17	委任状	代理人の名義で申請する場合（押印のあるもの） 委任状の文面又は添付書類により、転用事業者が申請書に記載されている事業計 画を承知していると確認できること
18	実測図	一筆の土地のうち一部を転用する場合。申請区域を表示し、地積計算をしたもの。 申請書甲号の必要部数を添付する。
19	本人確認書類	官公署発行の写真付き証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）又は それ以外の証明書（健康保険証、年金手帳等 複数必要）

No.	添 付 書 類	説 明
2 0	住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合に支援を受けていることを証する書面	住民基本台帳事務における支援措置申出に係る「支援措置決定（変更）通知書等」の写し及び住民票の写し
2 1	その他必要となる書面	農業委員会が必要と認める場合など 例）太陽光発電（全量自家発電）の場合は、自家消費計画。 また、申請が賃貸借又は使用貸借の5条許可申請の場合、次の事項を証する書面 ① 太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていること ② 設置者が撤去できない場合は、設置者は、施設に係る権利を放棄すること
2 2	返 信 用 封 筒 等	許可書の郵送を希望する場合 レターパックまたは送付に必要な切手を貼った封筒に、送付先を記入したものを提出

- 「隣接農地所有者の同意書」は、原則不要である。添付は、近傍農地に著しい影響を及ぼすと認められる等特に審査が必要な場合に限られる。

○ 次の場合「その他参考となるべき書類」として添付する。

事 案	添 付 資 料
太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合	(1) 本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書 (2) 設置者と法面等の所有者等が異なる場合、太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面
営農型太陽光発電設備を設置する場合	(1) 営農型太陽光発電その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図 (2) 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書（様式第２－４－１号） (3) 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み書（様式第２－４－２号） (4) (3) の根拠となる書類 ア イ以外の場合、次の(ｱ)～(ｳ)のいずれかの事項を記載した書類 (ｱ) 下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市区町村における営農型太陽光発電による集荷雨量及び品質に関するデータ（例えば試験研究機関による調査結果等） (ｲ) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見（様式第２－４－３号） (ｳ) 当該申請に先行して当該市町村の区域内の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績 イ 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合、アの(ｲ)に掲げる事項のほかに、次に掲げるいずれかの事項を記載書類 (ｱ) 栽培実績（申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績） (ｲ) 単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由（様式第２－４－４号） (5) 営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者が負担することを証する書面（様式第２－４－５号） (6) 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農業委員会会長に提出することを誓約する旨を記載した書面（様式第２－４－６号）
特定建築条件付売買予定地とする場合	農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案